平成２２年（フ）第２９９号
福島県いわき市桜ケ丘３丁目27番地の１　サンヒルズ湯本516
債務者　蛭田惠美子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４号
福島県いわき市小名浜野田字田中145番地の１　コーポ野田２―105、前住所福島県いわき市鹿島町米田字塙58番地の16　高木方
債務者　坂本　寿江（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２６４号
茨城県取手市井野２丁目３番30―511号
債務者　小山内弘幸
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
茨城県取手市井野２丁目３番30―511号
債務者　小山内真利子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
茨城県牛久市猪子町６番地
債務者　宮本　　紫
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１０４号
兵庫県尼崎市食満７丁目１番10号　第二三和マンション305号、前住所兵庫県伊丹市口酒井３丁目３番21号　大本紙料
債務者　黒木ジュリアン
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１０号
兵庫県西宮市甲子園春風町５番33―211号
債務者　越中　史江（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１８号
兵庫県西宮市老松町17番２―407号
債務者　足立　英郎
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２０号
兵庫県西宮市今津上野町５番19―205号、前住所兵庫県尼崎市開明町２丁目14番地　ＲＯＣＫ703号
債務者　嵯峨　秀樹
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２９号
兵庫県西宮市甲陽園西山町３番18―107号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番８―703号
債務者　吾郷　英子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６６号
兵庫県尼崎市西本町北通４丁目115番地　ハイクオリティ東山401号、前住所兵庫県尼崎市西本町北通４丁目115番地　ハイクオリティ東山202号
債務者　和田あけみ（旧姓高谷）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５７号
徳島県鳴門市撫養町南浜字浜田31番地８
債務者　岡谷　元子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４５号
佐賀県佐賀市神野西４丁目６番20号
債務者　西岡　節子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄883番地１
債務者　本松　直也
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目30番26号
債務者　宮本　成二
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９７号
宮崎県日向市大字富高6435番地22
債務者　綾部　幸夫
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９９号
宮崎県日向市大字財光寺6527番地65
債務者　金丸　元則
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部